

神戸市告示第 158 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 7 年 6 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

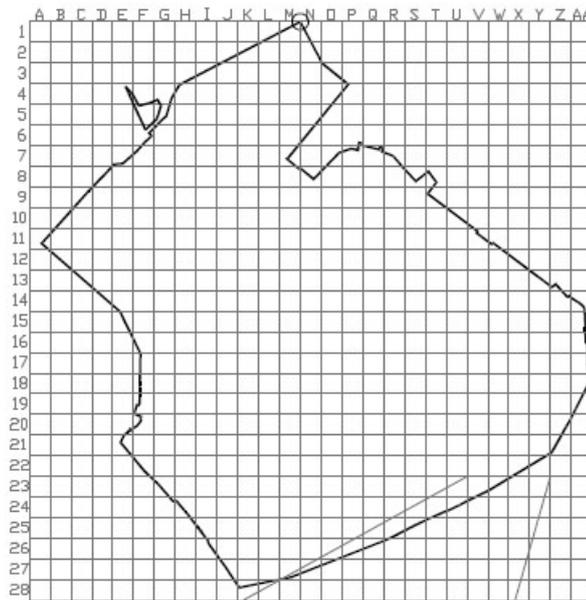
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

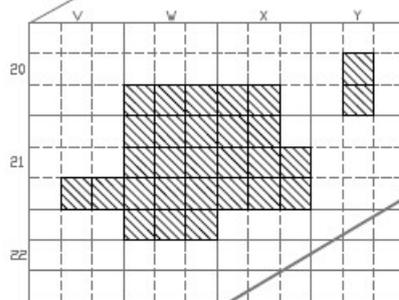
< 起点 >
起点は、神戸市中央区東川崎町 2 丁目 14 番 1 の北端（No.3126）地点とする
< 格子の回転角度 >
24°12' 28"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m または 30m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



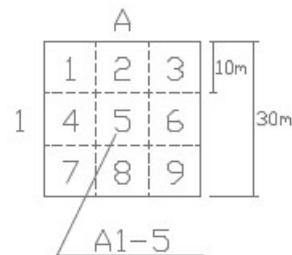
凡例

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 区域指定地

< 30m 格子図 >



単位区画番号



< 10m 格子図 >